

三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、企業における労働衛生・産業保健活動の推進を支援するため、以下のサービスを無料で提供しています。

企業で産業保健活動等を推進することは、『ワークエンゲージメント』を高揚させ、労働者に『安心感』を与えることで、生産性向上や離職率低下につながります。

また、令和8年度は、労働衛生・産業保健に関する様々な法改正があります。

それらの対応のためにも、是非、当センターをご利用ください。



《主な法改正》

1 労働安全衛生法関係

- ① 全ての事業場でストレスチェック実施義務化（令和10年5月までで政令の定める日）
- ② 高年齢労働者の労働災害防止対策の努力義務化（令和8年4月1日）

2 労働施策総合推進法関係

- ① 病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援の努力義務化（令和8年4月1日）
- ② カスハラ・就活セクハラ対策の努力義務化（令和8年10月予定）



【当センターで実施する支援の概要】

《メンタルヘルス・ハラスメント対策に関する対応例》

- メンタルヘルス対策の取り組み方に関する個別訪問支援
- ストレスチェック実施体制整備に関する支援（上記1①の関係）
- 管理職向けラインケア・従業員向けセルフケア教育の実施
（新たに管理職になられた方、新入社員に向けた研修にオススメ）
- ハラスメント予防研修（新たに管理職になられた方にオススメ）（上記2②の関係）



《高年齢労働者の労働災害防止対策に関する対応例》（上記1②の関係）

- 行動災害や高年齢労働者の労働災害防止の専門家による職場巡視や職場環境チェック
（作業姿勢や動線の確認と改善提案・高年齢労働者に配慮した作業環境の改善提案等）
- 管理者や従業員向け研修の実施
（例：「高齢化に伴う体力づくり」、「職場でできる簡単なストレッチ体操」等）



《治療と就業の両立支援対策に関する対応例》（上記2①の関係）

- 両立支援（制度設計や労働者（患者）への対応方法等）に関する相談への対応
- 両立支援導入を考慮する企業を訪問し、制度導入のサポート
- 国が定める両立支援指針に関するセミナーや管理者向け教育の実施
- 企業と労働者（患者）の間における個別の調整支援



《労働衛生活動に関する対応例》

- 労働衛生工学担当相談員を派遣し、事業場内の化学物質管理や保護具選定に関する助言
- 管理者や作業員へのリスクアセスメントを含めた化学物質管理等に関する研修実施
- 管理者や作業員への熱中症予防教育の実施



当センターの支援を希望する場合は、当センターHPからお申し込み下さい。

詳細については、当センターへご連絡下さい。

【産業保健関係者に対する専門的研修】

当センターでは、産業医、産業保健スタッフ（保健師、看護師、衛生管理者、安全衛生担当者、人事労務担当者等）を対象として、産業保健や安全衛生に関する様々なテーマの研修を実施しています。

研修は、「産業医向け」、「産業保健スタッフ向け」に区分していますが、どの研修も職種に関係なく受講できます。



≪ 4月・5月の主な研修予定 ≫（○：産業医向け、●：産業保健スタッフ向け）

- 4月14日（火）14:30～16:30
「働く人の健康を守る不眠対策～産業医が実践で伝えるポイント～」
- 4月15日（水）14:30～16:30
「職場における熱中症予防対策」
- 4月16日（木）14:30～16:30
「メンタルヘルス概論」
- 4月22日（水）13:30～15:30
「労働基準法のあらまし」
- 4月23日（木）14:30～16:30
「事業場における治療と就業の両立支援」
- 5月12日（火）14:30～16:30
「職場におけるアレルギー疾患対策」
- 5月13日（水）14:00～16:00【オンライン】
「熱中症のメカニズムと予防対策」
- 5月20日（水）14:00～16:00
「行動災害防止対策『転倒・腰痛（動作の反動・無理な動作）』」
- 5月21日（木）14:30～16:30
「メンタルヘルスケアにおける効果的なケースマネジメント」
- 5月25日（月）14:00～16:00【ハイブリッド】
「職場における腰痛予防と運動療法」



- ※ 申込は当センターHPからお願いします。
- ※ 申込締切は、研修会当日の5日前です。
- ※ 木曜日は、三重県医師会行事との重複が多く駐車場が満車になる場合があります。

【地域産業保健センターのご案内】

当センターでは、県内8か所に地域産業保健センターを設置しており、産業医選任義務のない労働者50人未満の小規模事業場を対象として、以下のサービスを無料で提供しています。

地域産業保健センターの所在地、担当地域、開設日等については、当センターHPをご確認下さい。

≪ 地域産業保健センターの支援例 ≫

- i 健康診断結果についての医師からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4）
 - ii 高ストレス者や長時間労働者に対する医師の面接指導（労働安全衛生法第66条の8、10等）
 - iii 保健師による個別訪問指導
- ◆健康相談 ◆保健指導 ◆職場巡視及び職場環境改善 ◆治療と就業の両立支援 当

【メールマガジン配信サービス】

当センターでは、利用者の皆様に産業保健に関する旬な情報をお届けするために、毎月1回、「三重産保メルマガ」を定期配信しています。

≪メルマガ登録特典≫

当センター主催の産業医向け産業保健研修会は、お一人様、月1回までとする受講回数の制限を設けていますが、メルマガ登録者の方は、月2回の受講を可能としておりますので、是非、ご利用下さい。

独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191-4

E-mail: mie-jooahas@mies.johas.go.jp